

「ひとり親家庭子育て応援強化事業」運営・管理業務企画提案募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

「ひとり親家庭子育て応援強化事業」運営・管理業務

(2) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化が見込まれる中、その生活実態が依然として厳しい状況にある「ひとり親家庭」を応援するため、県産食品を無償配布する「生活支援」の強化を行う徳島県母子寡婦福祉連合会が徳島県から受託した「ひとり親家庭子育て応援強化事業」の実施に当たり、その一部を「ひとり親家庭子育て応援強化事業」運営・管理業務（以下「本業務」という。）として委託実施することにより効果的かつ円滑に事業を実施する。

(3) 実施方法

本業務は、公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定して、委託することにより実施する。

(4) 業務内容

「ひとり親家庭子育て応援強化事業」運営・管理要領(別添1)のとおり

(5) 委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月31日(木)まで

(6) 委託料上限額

8,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加要件等

(1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 徳島県内に本社を有する者。

イ 提案しようとする委託業務が、資格審査の申請をする日の直前2年以内に類似する業務について国、地方自治体または公益法人等と委託契約を締結し、徳島県内において誠実に履行した者。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申し立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者。

エ 徳島県の県税(法人事業税・法人県民税)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者。

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

カ 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

【日程】

募集開始	令和3年2月1日（月）
参加表明書等提出期間	令和3年2月1日（月）～2月8日（月）午後5時
質問受付期間	令和3年2月1日（月）～2月10日（水）午後3時
質問への回答日	令和3年2月12日（金）
提案資格確認結果の通知	令和3年2月12日（金）
業務提案書等提出期間	令和3年2月12日（金）～2月17日（水）正午
提案書等の審査及び評価	令和3年2月下旬
審査結果の通知	令和3年2月下旬

3 プロポーザル参加表明書の受付について

企画提案への参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書（様式1）に必要書類を添付の上、3（2）まで提出すること。

委託者は、プロポーザル参加表明書に基づき審査を行い、その結果を申請者へ通知する。

（1）受付期間

令和3年2月1日（月）から2月8日（月）午後5時まで（必着）とする

（2）受付場所

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター 2F

公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会

電話番号 088-654-7418

ファクシミリ番号 088-654-7414

電子メールアドレス boshi-01@aioros.ocn.ne.jp

（3）提出方法

持参又は郵送（書留郵便若しくは配達証明）とする。

持参する場合は、平日午前8時30分から午後5時の間において、3（2）まで電話により連絡してから来所すること。

4 企画提案書の受付について

参加資格を有すると認められた者は、企画提案書（様式6）に必要書類を添付の上、

3（2）までに提出すること。

（1）提出部数

4部（「正本1部」，「副本3部」）

（2）提出期限・方法

正本・副本は、持参又は郵送（書留郵便若しくは配達証明）により令和3年2月17日（水）正午までに提出すること。持参する場合は、平日午前8時30分から午後5時までの間において、3（2）まで電話により連絡してから来所すること。

5 質問の受付

（1）受付期限

質問は、企画提案書、要領及び手続きに限るものとし、令和3年2月10日（水）午後3時必着とする。

（2）提出方法

質問は、質問書（様式5）により行うものとし、3（2）まで電子メール（件名を「ひと

り親家庭子育て応援強化事業」運営・管理業務質問」とすること。)又はファクシミリにより提出するものとする。

電子メール又はファクシミリにより質問書を提出した場合は、必ず、3(2)まで電話により連絡すること。

(3) 質問に対する回答

令和3年2月12日(金)までに電子メール又はファクシミリによりすべての参加者に対し同様に回答する。

6 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 参加要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が委託料上限額以上であった場合
- オ 本要項に違反すると認められた場合
- カ 提案者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合
- ク 提出期限までに4に定める企画提案書の提出がない場合

(2) その他

- ア 応募は1提案者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版(片面印刷)横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- エ 提出された企画提案書は提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- オ 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- カ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に委託者の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らしてはならない。

(3) その他

選定結果にかかわらず、応募にかかる全ての経費は、提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。

7 審査方法等

(1) 選定方法

徳島県母子寡婦福祉連合会が別に設置する選定委員会において、「審査基準」(別添2)に基づく審査を行い、受託者の選定を行う。提案者は、選定委員会において、プレゼンテーションにより内容の説明を行い、選定委員からの質疑に応答するものとする。

(2) プレゼンテーション

- ア 実施日時 令和3年2月19日(金)
提案者のプレゼンテーション開始時間は、別途通知するものとする。
- イ 実施方法

選定委員会におけるプレゼンテーションとする。

ウ 所要時間

1 提案者20分以内とし、企画提案書の詳細説明及びその他アピールする事項があれば、15分以内に行う。

説明途中であっても延長は認めない。

質疑応答は5分程度とし選定委員からの質問に対して回答する。

提案者からの選定委員への質問は認めない。

エ その他

1 提案者3名までの参加を認める。

(3) 結果の通知

審査の結果は、審査を受けた者全てに対し、文書により通知する。

8 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 その他

本事業の実施に当たっては、本事業運営・管理要領及び募集要項、委託契約書の他、別に定めるマニュアル等を遵守すること。